

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------------|
| 30 | 重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和6年12月18日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務 |
| ②事務の概要 | 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則に基づき、身体障害者手帳1・2級及び療育手帳所持者等の心身障がい者で、後期高齢者医療制度加入者に対し、医療費の一部を助成することにより、対象者の健康の保持と福祉の増進を図っている。 重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、当該事務では、資格に関する事務(新規申請の受付、対象者の認定、異動及び喪失)及び給付に関する事務(医療費の算定、支給、過誤調整、返還請求等)及び統計事務において特定個人情報を使用する。 |
| ③システムの名称 | 福祉情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、共通基盤システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 重度心身障害者老人等医療費助成ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号利用法 第9条第2項 ・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号。以下「番号利用条例」という。) 第4条第1項及び別表第1(8の項) ・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則(平成27年奈良市規則第97号) 第9条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) なし(本事務において情報提供は行わない) (情報照会の根拠) ・番号利用法 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・番号利用条例 第4条第1項別表第1(8の項) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉部福祉医療課 |
| ②所属長の役職名 | 福祉医療課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号 630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|--|
| 連絡先 | 郵便番号 630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <small> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </small> |
| いつ時点の計数か | 令和6年11月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <input type="checkbox"/> 500人未満 <small> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </small> |
| いつ時点の計数か | 令和6年11月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <input type="checkbox"/> 発生なし <small> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </small> |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="radio"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [<input type="radio"/>]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|--|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 事務取扱者の適切な監督を行っている。 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 | [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 情報提供ネットワークを通じた情報取得については、連携ファイルを作成、受信する端末、担当者も限定している。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|---|------|-------------------------------|
| 平成31年3月29日 | 評価書様式改正にともなう変更 | | | | |
| 令和3年3月31日 | 公表日 | 令和2年5月1日 | 令和3年3月31日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和4年3月31日 | 公表日 | 令和3年3月31日 | 令和4年3月31日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和5年7月11日 | 公表日 | 令和4年3月31日 | 令和5年7月11日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| | 評価書様式改正にともなう変更 | | | | |
| 令和6年12月18日 | 表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項 | 重度心身障害者老人等医療費の助成に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者の情報保護管理体制を確認し、併せて個人情報保護について契約にも含めることで万全を期している | なし | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和6年12月18日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要 | 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則に基づき、身体障害者手帳1・2級及び療育手帳所持者等の心身障がい者で、後期高齢者医療制度加入者に対し、医療費の一部を助成することにより、対象者の健康の保持と福祉の増進を図っている。 重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)及び奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号。以下「番号利用条例」という。)において定めるとおり、以下の事務において、個人番号を用いる。 ① 申請に係る事実についての審査 ② 届出に係る事実についての審査 ③ 届出に係る事実についての審査 | 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則に基づき、身体障害者手帳1・2級及び療育手帳所持者等の心身障がい者で、後期高齢者医療制度加入者に対し、医療費の一部を助成することにより、対象者の健康の保持と福祉の増進を図っている。 重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、当該事務では、資格に関する事務(新規申請の受付、対象者の認定、異動及び喪失)及び給付に関する事務(医療費の算定、支給、過誤調整、返還請求等)及び統計事務において特定個人情報を使用する。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和6年12月18日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号利用法 第9条第2項 ・番号利用条例 第4条第1項 別表第1(8の項) ・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市規則第97号) 第9条 | ・番号利用法 第9条第2項 ・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号。以下「番号利用条例」という。) 第4条第1項及び別表第1(8の項) ・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則(平成27年奈良市規則第97号) 第9条 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和6年12月18日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 なし(本事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) 第2条 | (情報提供の根拠) なし(本事務において情報提供は行わない) (情報照会の根拠) ・番号利用法 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・番号利用条例 第4条第1項別表第1(8の項) | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和6年12月18日 | II しきい値の判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和2年2月1日時点 | 令和6年11月1日時点 | 事後 | しきい値判断の結果の変更に伴う再実施 |
| 令和6年12月18日 | II しきい値の判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和2年2月1日時点 | 令和6年11月1日時点 | 事後 | しきい値判断の結果の変更に伴う再実施 |
| 令和6年12月18日 | VI リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | 十分である | 委託しない | 事後 | しきい値判断の結果の変更に伴う再実施 |
| 令和6年12月18日 | 公表日 | 令和5年7月11日 | 令和6年12月18日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |